第明三治二十五種郵便物認可

平成２２年（フ）第５６２号
静岡県浜松市浜北区横須賀1560番地の２
債務者　東崎　安子（旧姓政所）
１　決定年月日時　平成22年11月12日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６１４号
静岡県浜松市南区老間町315番地
債務者　新堀　拓馬
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２１号
静岡県浜松市東区上西町1009番地
債務者　松山　真輝
１　決定年月日時　平成22年11月15日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第６２４号
静岡県浜松市東区丸塚町353番地の３
債務者　大隅　通子
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月４日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月４日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２２年（フ）第１８８号
栃木県小山市扶桑３丁目５番７号　扶桑市営住宅37号棟455号室
債務者　星野　　強
１　決定年月日時　平成22年11月16日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月14日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月15日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２２年（フ）第１４８７号
東京都三鷹市野崎３丁目15番11号ハイツ吉野202
債務者　草場　正志
１　決定年月日時　平成22年11月15日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成23年２月18日まで
５　免責審尋期日　平成23年２月18日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

破産手続廃止

平成２１年（フ）第１４１８０号
東京都足立区西新井１丁目36番９号
破産者　株式会社オガタ美装
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１４１８１号
東京都足立区西新井４－９－７－401、住民票上の住所東京都足立区入谷５丁目８－１－205
破産者　丸山　　茂（旧姓尾形）
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第１６７２３号
東京都新宿区西新宿８丁目５番３号
破産者　ＴＡＣＸ株式会社
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２１号
東京都江東区常盤２丁目１番15号
破産者　株式会社ドラバイトプロジェクトジャパン
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２１年（フ）第２４１２２号
東京都江東区常盤２丁目１－15－301
破産者　山崎　　靖
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０４３号
神奈川県横浜市南区蒔田町字三度台1018－15－420、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区蒔田町字三度台1018－15－808
破産者　三上　信也
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第５０４４号
神奈川県横浜市南区蒔田町字三度台1018－15－420、開始決定時の住所神奈川県横浜市南区蒔田町字三度台1018－15－808
破産者　三上　順子
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７３８６号
東京都八王子市長房町176－11
破産者　小堺　敏明
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第７６３８号
東京都足立区谷中５丁目７－１－201　ムーンマリコ２
破産者　宮田　晃一
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第９７３２号
東京都大田区北千束２丁目51－４－101
破産者　加藤佐代子
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０６９２号
東京都小金井市緑町３丁目12－42
破産者　村松　嘉久
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２２年（フ）第１０７９４号
千葉県市川市市川南１丁目１番８号
破産者　株式会社スリー・エス
１　決定年月日　平成22年11月11日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部